

議案第34号

専決処分の承認を求めることについて

令和2年度狭山市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和2年5月15日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年度狭山市一般会計補正予算（第1号）

補正予算別冊のとおり

令和2年4月30日

狭山市長 小谷野 剛

令和2年度狭山市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度狭山市一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,353,912千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ63,555,912千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 7,107,576	千円 15,352,412	千円 22,459,988
	2 国庫補助金	1,230,317	15,352,412	16,582,729
19 寄 附 金		30,450	1,080	31,530
	1 寄 附 金	30,450	1,080	31,530
20 繰 入 金		2,911,667	420	2,912,087
	2 基金繰入金	2,911,664	420	2,912,084
歳 入 合 計		48,202,000	15,353,912	63,555,912

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,513,558	千円 15,179,371	千円 20,692,929
	1 総務管理費	4,356,492	15,179,371	19,535,863
3 民生費		20,677,917	173,041	20,850,958
	2 児童福祉費	9,075,599	173,041	9,248,640
9 消防費		2,177,579	1,500	2,179,079
	1 消防費	2,177,579	1,500	2,179,079
歳 出 合 計		48,202,000	15,353,912	63,555,912